

北部・仙奈・あゆみの家の統廃合具体化にかかる附属機関設立の請願

令和元年6月



岩倉市議会議長
梅村 均 様

請願者

いわくら保育保存会

代表 甲山 海緒

他 65 名

岩倉市

紹介議員 岩倉市議会議員

堀 厳

【請願趣旨】

岩倉市公立保育園適正配置方針が、1月10日に策定されましたが、この方針は平成30年度中の策定を目指して進められた公共施設再配置計画に、公立保育園が対象に挙げられたものです。

岩倉市公立保育園適正配置については、岩倉市子ども条例の理念が十分に反映される必要があります。

懇話会で1園あたりの園児数70人程度～130人程度を適正規模とした案は、その数字に何の根拠もなく、市の財政を中心に出された、公立保育園を維持するための規模ではないかと考えます。

1園あたりの適正規模は、岩倉市子ども条例が掲げる「子ども一人ひとりに権利があることを理解し、子どもが様々なことを学び、活動することができる機会を確保し、子どもと直接向き合い、やさしいまちの実現に向けて進んでいくことが必要です。」という目的のもと、新しい世代の保護者と子どもたちのニーズを十分に理解し、決めるべきものです。

多様な子どもたちが過ごしやすい小規模園のニーズは、今後高まっていきます。西部保育園、北部保育園の存続を望む声が多く挙げられています。

市議会として、人権保育を中心とした、いわくらしやすい保育の適正規模の指針を持つ必要があると考えます。

市議会に「北部・仙奈・あゆみの家の統廃合具体化にかかる附属機関」の設置を求めます。市民参加を主眼とした組織体であり、岩倉市子ども条例第9条に基づき、子どもの人権を尊重した保育園のあり方について、調査・研究し、岩倉市公立保育園適正規模を決定する機関の設置を求める。そのためには必要な議会基本条例の改定を求める。

【請願事項】

北部・仙奈・あゆみの家の統廃合を具体化していく上で、市議会に、土地選定の前に、人権保育専門の有識者を中心に、保育専門家、障がい児保育の実践者、公立保育園の保育士、通園中の保護者に限定しない幅広い世代・性別の市民を含んだ、多様な代表者で構成した「市民本位」の附属機関創設を求める。